

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

静岡県島田市一一〇番地の二

宗教法人丸山教向谷分教会

清算人 仲安 博夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

滋賀県彦根市普光寺町七〇六番地 仏念寺

清算人 西村 憲一

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為所定の解散事由の発生により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

京都府宮津市字京街道二二一三番地

医療法人佐藤医院

清算人 佐藤 昌平

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

長崎市新地町八番一四号

医療法人せとぐち外科クリニック

清算人 瀬戸口正幸

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

鹿児島県曾於郡大崎町大字永吉字中段八二九九番地一 医療法人坂元内科クリニック

清算人 坂元 寛志

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

北海道白老郡白老町大町四丁目六番四号

宗教法人弘徳寺

清算人 木川 由美

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

栃木県下野市仁良川七九九番地三

農事組合法人江川・五千石

清算人 永山 茂夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

千葉県船橋市本中山七丁目二一番一

医療法人社団光和会

清算人 宇田川美和子

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十一日、山口県知事の認可を受けて解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載日である令和八年六月三日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月十日

山口県美祢市於福町上四三四六番地の四 学校法人於福学園

清算人 安井 定瑛

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

高知市堺町一番二一交通公社ビル四階

医療法人平盛会

清算人 窪 盛偉

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

秋田県鹿角市花輪字不動平一番地一六

農事組合法人かつのきのこ培養センター

清算人 木村 功

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の妙覚寺責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

島根県大田市川合町川合二二二四

宗教法人 妙覚寺

代表清算人 菅 秀範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市清水台二丁目二九番地、最後の住所福島県郡山市小原田四丁目九番七号 被相続人 亡 佐藤 悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

福島県郡山市赤木町二一〇エトワール 赤木二階

相続財産清算人 弁護士 吉田 尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区大戸六丁目九〇番地、最後の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津七四七番地三 クルトーア草津三一五号 被相続人 亡 瀬尾 米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

群馬県高崎市緑町一―二―二YKビル一階

相続財産清算人 弁護士 武多和直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡三一四番地一〇、最後の住所群馬県富岡市下高瀬五六一番地二 被相続人 亡 佐藤 樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

群馬県前橋市昭和町二―一三―一 茂木ビル一〇三 鈴木智之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字砂六〇八番地二九、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 井上 廣喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

埼玉県川越市並木新町七―一―ガーデンパレス二〇二南谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 浩紀